

(案)

岩手県における国と地方の協議会運営規則

平成 25 年 9 月 17 日

岩手県における国と地方の協議会

東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づき、岩手県における国と地方の協議会（以下「協議会」という。）の運営規則を次のように定める。

1. 構成員

- ① 内閣総理大臣
- ② 内閣総理大臣の指定する国務大臣
- ③ 認定地方公共団体等の長

なお、②の国務大臣の指定に当たっては、協議会の協議する事項に関連する国務大臣を指定するものとする。

また、法第 12 条第 1 項に規定する内閣総理大臣等は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、同条第 4 項第 1 号から第 4 号までに掲げる者を構成員として加えることができる。

2. 協議事項

- ① 復興推進計画の区域において認定地方公共団体等が推進しようとする取組
- ② ①の取組を推進するために必要な新たな規制の特例措置等の整備
- ③ ①②以外の復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策の推進

3. 会議

(1) 構成員等

① 構成員

2 の協議事項について協議を行うための会議（以下「会議」という。）は、1 に規定する構成員又はこれらの者が指名する者をもって構成する。協議を行うため特に必要がある
と認めるときは、上記以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

② 構成員の代理

①の構成員が欠席する場合は、当該構成員が指定する者を代理人として出席させることができる。

(2) 議長

議長は、(1) ①の構成員のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。議長

は事務を掌理し、会議を代表するものとする。

(3) 分科会

- ① 会議のために必要と認められるときは、分科会を設置することができる。
- ② 分科会の開催、構成及び運営に関し必要な事項は、分科会において別に定める。

(4) 国会への報告

内閣総理大臣は、会議における協議の経過及び内容を、適時に（会議において協議が調わなかった場合には、遅滞なく）、かつ、適切な方法で、国会に報告するものとする。

(5) 議事の公開

- ① 会議は原則として非公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは公開することができる。
- ② 会議の配布資料及び議事要旨は原則として公開する。

4. 庶務

協議会の庶務は、復興庁において処理する。

5. その他

上記の他に協議会の運営に関する必要な事項は、協議会において別に定める。